

要介護認定の結果をお知らせします

あなたの心身の状態は介護保険サービスの対象者には該当しないと判定されました。

介護保険制度の概要については、パンフレット等をご参照ください。

心身の状態が変化し、介護を必要とする状態となったときは、いつでも改めて要介護認定申請をすることができます。

なお、既に事業者・地域包括支援センター（地域ケアプラザ等）とサービスの利用についてご相談されている場合は、すぐに要介護認定の結果を事業者・地域包括支援センター（地域ケアプラザ等）に連絡してください。

要介護認定や要支援認定を受けていない方へのサービスについて

横浜市では、65歳以上の高齢者が、元気で自分らしい生活を送っていただけるよう、介護予防の取り組みを行っています。介護予防とは、高齢者ができるだけ要介護状態にならないように、そして介護が必要な状態であってもそれ以上悪化させないようにする取り組みで、生活機能[※]を向上させることが大切です。

※生活機能とは、人が生きていくための機能全体のことです。心身の機能だけでなく、日常生活動作や家庭・社会での役割なども含まれます。

《生活機能を基本チェックリストで確認しましょう。(裏面)》

区役所の職員がお電話をさせていただいた際に、基本チェックリストの説明や介護予防のサービスのご案内をします。

介護予防のサービスのご案内

A 元気づくりステーション

週1回程度介護予防に取り組むグループが活動への支援を行っています。

B 介護予防に関する講演会等

介護予防（運動、口腔の手入れ、食事のとり方、認知症の予防）に関する講演会、イベント、健康講座を行っています。

C 体力向上プログラム

体操やフットケア、口腔の手入れ、食事のとり方などについてご紹介します。

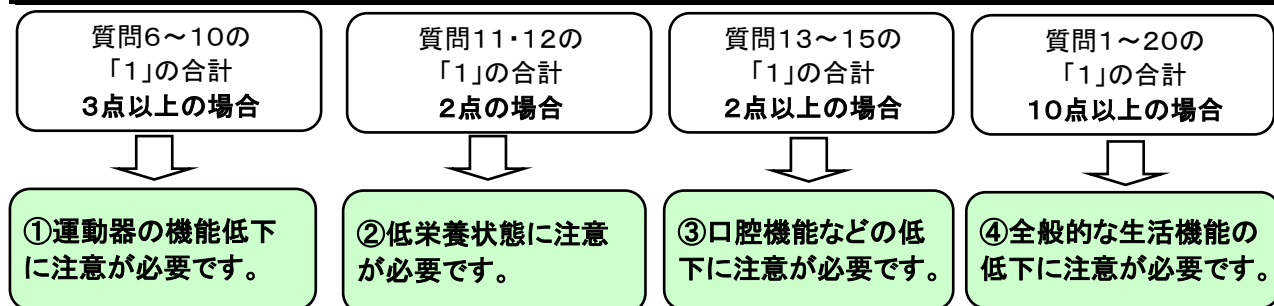
D 家庭訪問

体力に自信がないなどの理由により外出が難しい方を対象に、区役所の保健師などがご自宅を訪問し、日々の生活へのアドバイスをを行います。

利用等については区役所にお問い合わせください。

基本チェックリスト <実施日:平成 年 月 日>

No	質問項目	回答欄 (いずれかに○をお付けください)			
		0	はい	1	いいえ
1	バスや電車で1人で外出していますか	0	はい	1	いいえ
2	日用品の買物をしていますか	0	はい	1	いいえ
3	預貯金の出し入れをしていますか	0	はい	1	いいえ
4	友人の家を訪ねていますか	0	はい	1	いいえ
5	家族や友人の相談にのっていますか	0	はい	1	いいえ
6	階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか	0	はい	1	いいえ
7	椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか	0	はい	1	いいえ
8	15分位続けて歩いていますか	0	はい	1	いいえ
9	この1年間に転んだことがありますか	1	はい	0	いいえ
10	転倒に対する不安は大きいですか	1	はい	0	いいえ
11	6か月間で2~3kg以上の体重減少がありましたか	1	はい	0	いいえ
12	BMIが18.5未満である BMI = 体重(kg) ÷ 身長(m) ÷ 身長(m) 【例】体重50kg、身長155cmの場合 BMI = 50 ÷ 1.55 ÷ 1.55 = 20.8	1	はい	0	いいえ
13	半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか	1	はい	0	いいえ
14	お茶や汁物等でむせることがありますか	1	はい	0	いいえ
15	口の渇きが気になりますか	1	はい	0	いいえ
16	週に1回以上は外出していますか	0	はい	1	いいえ
17	昨年と比べて外出の回数が減っていますか	1	はい	0	いいえ
18	周りの人から「いつも同じ事を聞く」などの物忘れがあるとされますか	1	はい	0	いいえ
19	自分で電話番号を調べて、電話をかけることをしていますか	0	はい	1	いいえ
20	今日が何月何日かわからない時がありますか	1	はい	0	いいえ
21	(ここ2週間) 毎日の生活に充実感がない	1	はい	0	いいえ
22	(ここ2週間) これまで楽しんでやれていたことが楽しめなくなった	1	はい	0	いいえ
23	(ここ2週間) 以前は楽にできていたことが今ではおっくうに感じられる	1	はい	0	いいえ
24	(ここ2週間) 自分が役に立つ人間だと思えない	1	はい	0	いいえ
25	(ここ2週間) わけもなく疲れたような感じがする	1	はい	0	いいえ



①から④に該当された方には生活機能の向上に役立つ介護予防のサービスの利用をおすすめします。
※介護予防のサービスの詳細は表面でご確認ください。

①から④に該当しなかった方は、生活機能の低下については現在のところ特に心配はないようです。これからもお元気で過ごしてください。

要支援認定（要支援1・要支援2）を受けた皆様へ

あなたは、要支援認定を受けられましたので、介護予防訪問介護、介護予防通所介護（デイサービス）等の在宅サービスを利用することができます。

介護保険制度の概要とサービス利用の手続については、パンフレット等をご覧ください。パンフレットは区役所又は^(注)地域包括支援センター(地域ケアプラザ等)で配布しています。

区役所及び地域包括支援センター(地域ケアプラザ等)の連絡先等は7ページを参照してください。

——— すでにサービスを利用している方 ———

今回の要支援認定の結果を、現在ケアプランの作成を依頼している事業者・地域包括支援センター(地域ケアプラザ等)に連絡してください。

——— これから介護予防サービスを利用される方 ———

介護予防サービスを利用するためには、介護予防サービス計画(ケアプラン)を作成する必要があります。**地域包括支援センター(地域ケアプラザ等)**が、あなたの目標を設定し、介護予防のためのサービスを盛り込んだ介護予防ケアプランを作成します。また、サービス利用の申込みや利用の調整は、**地域包括支援センター(地域ケアプラザ等)**を通じて行っています。

7ページの地域包括支援センターの一覧から、あなたのお住まいの地区を担当する地域包括支援センター(地域ケアプラザ等)をご確認のうえ、ご相談ください。

(注)地域包括支援センターとは、高齢者が住み慣れた地域で生活が続けられるよう、社会福祉士・主任ケアマネジャー・保健師等の専門スタッフが介護保険やその他のサービス利用等の、総合的な相談や権利擁護、介護予防のためのケアプランの作成等さまざまな支援を行う機関です。地域ケアプラザと一部の特別養護老人ホームに設置されています。

● 更新申請はお早めに（有効期間満了日の60日前から受付）

引き続き介護保険のサービスの利用を希望される方は、認定通知書等に記載されている認定有効期間の満了日までに区役所又は地域包括支援センター(地域ケアプラザ等)で更新申請をする必要があります。

サービスを利用されている方は、居宅介護支援事業者・地域包括支援センター(地域ケアプラザ等)又は入所施設にご相談ください。＜満了日のおよそ1か月半前に、更新申請のご案内を送付させていただきます。＞

なお、心身の状態に変化が生じ、介護の必要度が変わった場合には、要支援認定の有効期間内であっても、要支援認定の区分変更申請又は新たに要介護認定の申請をすることができます。

要支援1・要支援2の方の介護保険サービス

サービス利用の際の本人負担は、原則として利用料の1割です(ただし、別途費用がかかるサービスもあります)。在宅サービスは要介護度別に利用限度額が設定されています。

また、負担が高額になる場合や低所得者を対象とした利用料の負担軽減制度もあります(3～5ページ参照)。

詳しくは、区役所や地域包括支援センター(地域ケアプラザ等)にお問い合わせいただくか、パンフレットを参照してください。

<在宅サービス>

種類	内容	
① 介護予防訪問介護(ホームヘルプサービス)	ホームヘルパーが家庭を訪問し、自宅で自立した日常生活を営むことができるよう、入浴や排せつ、食事の介助等を行います。(通院等乗降介助は利用できません。) ※1か月定額料金(複数の事業所を利用することはできません。)	
② 介護予防訪問入浴介護	介護職員・看護職員が家庭を訪問し、浴槽を提供して入浴の介護を行います。	
③ 介護予防訪問看護	主治医の指示に基づき看護師等が家庭を訪問し、療養上の世話や必要な診療の補助を行います。	
④ 介護予防訪問リハビリテーション	主治医の指示に基づき理学療法士・作業療法士等が家庭を訪問し、必要なリハビリテーションを行います。	
⑤ 介護予防通所介護(デイサービス)	デイサービス施設へ通い、入浴・食事等の介護や機能訓練等のサービスを受けます。 ※1か月定額料金(複数の事業所を利用することはできません。)	
⑥ 介護予防通所リハビリテーション(デイケア)	介護老人保健施設や病院等へ通い、リハビリテーションを受けます。 ※1か月定額料金(複数の事業所を利用することはできません。)	
⑦ 介護予防福祉用具貸与(レンタル)	手すりや歩行補助つえ等、日常生活の自立を助けるための福祉用具を貸与します。 ※要支援1及び要支援2の方は、一定の例外となる場合を除き、車いす、電動ベッド等のレンタルは原則利用できません。	
⑧ 介護予防短期入所生活介護(福祉施設のショートステイ)	福祉施設に短期間入所し、日常生活上の介護や機能訓練等のサービスを受けます。	※介護者の急病等により緊急にショートステイの利用が必要となった場合は、ケアマネジャーにご相談ください。ケアマネジャーがいない場合は、区役所高齢(・障害)支援課にご相談ください。
⑨ 介護予防短期入所療養介護(医療施設等のショートステイ)	介護老人保健施設や病院等に短期間滞在し、医学的管理のもと、介護や機能訓練等のサービスを受けます。	
⑩ 介護予防居宅療養管理指導	医師、歯科医師、薬剤師等が訪問し、療養上の管理や指導を行います。	
⑪ 介護予防特定施設入居者生活介護	有料老人ホーム等に入所している方に、日常生活の介護や機能訓練を行います。	
⑫ 介護予防認知症対応型通所介護	認知症の方が事業所に通い、入浴・食事等の介護や機能訓練等のサービスを受けます。	
⑬ 介護予防小規模多機能型居宅介護	事業所への通いを中心に、随時、訪問や泊まりを組み合わせ、入浴・食事等の介護や機能訓練等のサービスを受けます。	
⑭ 介護予防認知症対応型共同生活介護(グループホーム)	認知症の方が、家庭的な雰囲気の中で、5～9人で共同生活を送りながら、日常生活の介護や機能訓練等のサービスを受けます(要支援2の方に限ります)。	
⑮ 特定介護予防福祉用具購入	貸与になじまない排せつや入浴のための福祉用具を指定事業者から購入した場合に購入費を払い戻します。 (購入限度額:年間10万円(消費税込)ですので、払い戻しの限度額は9万円となります。また、同一年度に同種類の用具を購入した場合は原則対象外となります。)	
⑯ 介護予防住宅改修	手すりの取付け、段差解消等の小規模な住宅改修をした場合に改修費を払い戻します。 (支給限度額:原則として、1人 現住居につき 20万円(消費税込)ですので、払い戻しの限度額は18万円となります。) ※住宅改修を行う場合は、事前に改修内容の届出が必要です。(届出先は、〇〇〇〇区役所保険年金課保険係)	

○要介護度ごとの利用できる単位数(上記①～⑨、⑫、⑬、⑭の短期利用のサービス利用の上限)

1単位あたりの単価は、①、②、③は10.84円、④、⑥、⑫、⑬は10.66円、⑤、⑧、⑨、⑪、⑭は10.54円、⑦、⑩は10円となります。(H24.4月から単価が変わります。)

要介護度	在宅サービスで利用できる単位数
要支援1	4, 970単位
要支援2	10, 400単位

※ 介護保険のサービスを利用した場合は、原則として1割負担ですが、その他に日常生活費の実費や特別なサービスを受ける場合等、1割負担の他に自己負担が必要な場合もあります。

○地域密着型サービス

⑫～⑭は、横浜市被保険者のみ利用することができます。(他都市に住所がある方は原則として利用できません。)

要支援1・要支援2の方に関するその他制度

●横浜市の介護保険外サービス

横浜市では、援護が必要な高齢者の方の在宅生活を支援するため、身体状況や介護者の状況等を考慮して、介護保険対象サービスとは別に必要なサービスを提供しています。

利用者負担額等制度の詳細はパンフレット等をご覧ください。お問い合わせ先にご確認ください。

事業名	事業概要	お問合せ先
あんしん電話	おおむね65歳以上のひとり暮らしの方等に、あんしん電話(緊急通報装置)を貸与し、近隣の方等に連絡がとれるような連絡網を整備します。	区役所高齢(・障害)支援課又は 地域包括支援センター (7ページ参照)
住環境整備	身体状況に合わせた住宅改造の相談・助言や、所得状況に応じた改造費の助成(助成限度基準額100万円)を行います。	
食事サービス	ひとり暮らし等で、認知症や低栄養状態のリスクがあり食事の確保が困難な方のうち、食事に関するサービスの利用調整の結果、必要と認められた方を対象に、栄養バランスのとれた食事を提供し、あわせて安否確認を行います。	
外出支援サービス	おおむね65歳以上の方で、一般の交通機関を利用して外出することが困難な方を対象に、自宅と医療機関等の間を送迎します。	〇〇区社会福祉協議会 TEL 045- FAX 045-
寝具丸洗い・乾燥	おおむね65歳以上の寝たきり又はひとり暮らしの方で、寝具類の衛生管理が困難な方を対象に、寝具(掛け布団、敷き布団、毛布)を丸洗い乾燥します。	区役所高齢(・障害)支援課又は 地域包括支援センター (7ページ参照)
生活支援ショートステイ	おおむね65歳以上の方で、介護者の不在や日常生活に支障がありひとり暮らしが困難な方や、在宅生活を継続すると本人の生命または身体に危険が生じる恐れがある方が、養護老人ホーム等へ短期入所し、日常生活に対する支援を受けます。	
認知症高齢者保健福祉相談	区福祉保健センターでは、専門医、ソーシャルワーカー、保健師等が面接や訪問等により、医療・保健・福祉についてのアドバイスを行います。	
よこはま認知症コールセンター	認知症の方やその家族からの各種相談に対し、認知症介護の経験者や専門家等が精神面を含めた支援を電話相談により行います。 <small>なやみさよなら</small> TEL 045-662-7833 実施日 火・木・金曜日(午前10時～午後4時)(祝日を含む。年末年始は除く。)	健康福祉局高齢在宅支援課 介護予防担当 TEL 045-671-3463
認知症高齢者緊急対応	在宅の認知症高齢者等で急激な症状の悪化等で在宅生活が困難になった場合の緊急相談及び専門医療機関での緊急一時入院を行います。	区役所高齢(・障害)支援課又は 地域包括支援センター (7ページ参照)
家庭訪問	生活習慣病や認知症等で療養中の方、ひとり暮らしや閉じこもりがちの方、寝たきりの方等の介護をしている家族等を対象に区役所の保健師等が家庭を訪問して心身の健康に関する相談に応じます。	
中途障害者地域活動センター	おおむね40歳～65歳で、脳血管疾患の後遺症等で心身の機能が低下している方を対象としています。 活動内容はリハビリ教室及びスポーツ、創作活動、地域交流等です。	区役所高齢(・障害)支援課

●介護保険サービス利用者負担額の軽減(詳しくは「お問合せ先」に確認してください)

事業名	内容	お問合せ先		
高額介護予防サービス費	1か月の利用料(かかった費用の1割の自己負担額)の合計(世帯合算)が一定額以上になる方に対し、介護予防サービス(特定介護予防福祉用具購入費、介護予防住宅改修を除く)及び、地域密着型介護予防サービスの利用料のうち、利用者負担段階別の上限額を超えた額を払い戻します。 払い戻しを受けるためには、区役所に申請する必要があります。 また、一度申請をすると、それ以降に払い戻しに該当する場合には、自動的に申請した金融機関の口座に振込まれる制度があります。 【自己負担の上限額(月額)】	〇〇〇〇区役所 保険年金課 保険係 (7ページ参照)		
	利用者負担段階		対象者	上限額
	第1段階		・市民税非課税世帯で老齢福祉年金を受給されている方 ・生活保護等を受給されている方	15,000円
	第2段階		・市民税非課税世帯の方で合計所得金額※1と課税年金収入額※2の合計が年間80万円以下の方	15,000円
	第3段階		・市民税非課税世帯の方で上記第2段階以外の方 ・市民税課税層における特例減額措置が適用となる方	24,600円
第4段階	・市民税課税世帯の方	37,200円		
	※1 合計所得金額とは、前年度収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額です。 ※2 課税年金収入額とは、老齢基礎年金や老齢基礎年金ができる前の老齢基礎年金相当を含む旧法の老齢年金・退職年金です。遺族年金や障害年金等は課税年金の対象になりません。 なお、自己負担額の上限額は、世帯ごとに合算する形式になります。ご夫婦等で介護保険サービスを利用されている方が2人以上の世帯の場合での計算方法等については、区役所保険年金課にお問い合わせください。			

事業名	内容	お問合せ先																																																											
高額医療・高額介護合算制度	<p>各医療保険（国民健康保険、健康保険組合等の社会保険（以下「被用者保険」といいます。）、後期高齢者医療制度）と介護保険の自己負担の1年間（8月1日～翌年7月31日）の合計額が次の負担限度額を超えた場合に、申請により超えた額が支給されます。</p> <p>【高額医療・高額介護合算制度での世帯の負担限度額】</p> <table border="1" data-bbox="279 309 1284 698"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>後期高齢者医療制度 + 介護保険</th> <th>被用者保険又は国民健康 + 介護保険 (70～74歳の方がいる世帯)</th> <th>被用者保険又は国民健康 + 介護保険 (70歳未満の方がいる世帯)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">限度額区分</td> <td>現役並み所得者 (上位所得者)</td> <td>67万円</td> <td>67万円</td> <td>126万円</td> </tr> <tr> <td>一般</td> <td>56万円</td> <td>56万円※1 (62万円)</td> <td>67万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">※2 低所得者</td> <td>Ⅱ</td> <td>31万円</td> <td>31万円</td> <td rowspan="2">34万円</td> </tr> <tr> <td>Ⅰ</td> <td>19万円</td> <td>19万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 70歳～74歳の被用者保険又は国民健康保険での一部負担割合の見直し（1割→2割）の凍結を踏まえ、自己負担限度額についても軽減されています。これに伴い、凍結期間中の限度額は※1の金額が適用されます。</p> <p>※2 対象年度の末日（7月31日）における加入医療保険での高額療養費の限度額区分を適用します。</p>			後期高齢者医療制度 + 介護保険	被用者保険又は国民健康 + 介護保険 (70～74歳の方がいる世帯)	被用者保険又は国民健康 + 介護保険 (70歳未満の方がいる世帯)	限度額区分	現役並み所得者 (上位所得者)	67万円	67万円	126万円	一般	56万円	56万円※1 (62万円)	67万円	※2 低所得者	Ⅱ	31万円	31万円	34万円	Ⅰ	19万円	19万円																																						
		後期高齢者医療制度 + 介護保険	被用者保険又は国民健康 + 介護保険 (70～74歳の方がいる世帯)	被用者保険又は国民健康 + 介護保険 (70歳未満の方がいる世帯)																																																									
限度額区分	現役並み所得者 (上位所得者)	67万円	67万円	126万円																																																									
	一般	56万円	56万円※1 (62万円)	67万円																																																									
※2 低所得者	Ⅱ	31万円	31万円	34万円																																																									
	Ⅰ	19万円	19万円																																																										
部屋代・食費の負担軽減（負担限度額認定）	<p>利用者負担段階第1段階から第3段階までに該当する方は、負担限度額認定証を施設に提示することにより、ショートステイを利用した時の、部屋代(居住費・滞在費)や食費が、下表に定める利用者負担段階ごとの負担限度額に軽減されます。</p> <p>負担限度額認定証は、利用者負担段階第1段階から第3段階までに該当する方が、お住まいの区保険年金課で申請することにより交付されます。</p> <p>(※負担限度額認定証は毎年6月30日を有効期限として交付しますので、毎年申請を行う必要があります。)</p> <p>【対象となるサービス】</p> <p>◆ショートステイ</p> <p>(※有料老人ホーム(介護予防特定施設入居者生活介護)及びグループホーム(介護予防認知症対応型共同生活介護)は対象にはなりません。)</p> <table border="1" data-bbox="338 1391 1214 2096"> <thead> <tr> <th rowspan="2">利用者負担段階</th> <th colspan="3">負担限度額（日額）</th> </tr> <tr> <th colspan="2">部屋代</th> <th>食費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">第1段階</td> <td colspan="2">多床室</td> <td>0円</td> <td rowspan="5">300円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">従来型</td> <td>(特養等)</td> <td>320円</td> </tr> <tr> <td>(老健・療養等)</td> <td>490円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">ユニット型準個室</td> <td>490円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">ユニット型個室</td> <td>820円</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">第2段階</td> <td colspan="2">多床室</td> <td>320円</td> <td rowspan="5">390円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">従来型</td> <td>(特養等)</td> <td>420円</td> </tr> <tr> <td>(老健・療養等)</td> <td>490円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">ユニット型準個室</td> <td>490円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">ユニット型個室</td> <td>820円</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">第3段階</td> <td colspan="2">多床室</td> <td>320円</td> <td rowspan="5">650円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">従来型</td> <td>(特養等)</td> <td>820円</td> </tr> <tr> <td>(老健・療養等)</td> <td>1,310円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">ユニット型準個室</td> <td>1,310円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">ユニット型個室</td> <td>1,310円</td> </tr> <tr> <td>第4段階</td> <td colspan="3">負担限度額が設けられておらず、食費や部屋代の軽減はされません。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(利用者負担段階の対象者については3ページ「高額介護予防サービス費」の表をご覧ください。)</p>	利用者負担段階	負担限度額（日額）			部屋代		食費	第1段階	多床室		0円	300円	従来型	(特養等)	320円	(老健・療養等)	490円	ユニット型準個室		490円	ユニット型個室		820円	第2段階	多床室		320円	390円	従来型	(特養等)	420円	(老健・療養等)	490円	ユニット型準個室		490円	ユニット型個室		820円	第3段階	多床室		320円	650円	従来型	(特養等)	820円	(老健・療養等)	1,310円	ユニット型準個室		1,310円	ユニット型個室		1,310円	第4段階	負担限度額が設けられておらず、食費や部屋代の軽減はされません。			<p>〇〇〇〇区役所 保険年金課 保険係 (7ページ参照)</p>
利用者負担段階	負担限度額（日額）																																																												
	部屋代		食費																																																										
第1段階	多床室		0円	300円																																																									
	従来型	(特養等)	320円																																																										
		(老健・療養等)	490円																																																										
	ユニット型準個室		490円																																																										
	ユニット型個室		820円																																																										
第2段階	多床室		320円	390円																																																									
	従来型	(特養等)	420円																																																										
		(老健・療養等)	490円																																																										
	ユニット型準個室		490円																																																										
	ユニット型個室		820円																																																										
第3段階	多床室		320円	650円																																																									
	従来型	(特養等)	820円																																																										
		(老健・療養等)	1,310円																																																										
	ユニット型準個室		1,310円																																																										
	ユニット型個室		1,310円																																																										
第4段階	負担限度額が設けられておらず、食費や部屋代の軽減はされません。																																																												



事業名	内容	お問合せ先										
介護サービス自己負担助成	以下の対象要件に該当する方に対し、介護サービスの自己負担分の一部を助成します。											
	助成項目	助成内容										
	在宅助成	自己負担（通常10%）を3%又は5%に軽減										
	グループホーム助成	自己負担（通常10%）を5%に軽減※2										
施設居住費助成	<table border="1"> <tr> <td>◇市民税非課税世帯</td> <td rowspan="2">税法上の被扶養者でない</td> <td>3か月以上市内に居住</td> <td>自己負担（通常10%）を5%に軽減※2</td> </tr> <tr> <td>◇収入基準150万円以下（単身世帯）※1</td> <td>利用者負担段階第1・2段階</td> <td>ショートステイで利用したユニット型個室の1日の居住費（840円）のうち、165円を助成（日割計算）</td> </tr> <tr> <td>◇資産基準350万円以下（単身世帯）</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	◇市民税非課税世帯	税法上の被扶養者でない	3か月以上市内に居住	自己負担（通常10%）を5%に軽減※2	◇収入基準150万円以下（単身世帯）※1	利用者負担段階第1・2段階	ショートステイで利用したユニット型個室の1日の居住費（840円）のうち、165円を助成（日割計算）	◇資産基準350万円以下（単身世帯）			
◇市民税非課税世帯	税法上の被扶養者でない	3か月以上市内に居住		自己負担（通常10%）を5%に軽減※2								
◇収入基準150万円以下（単身世帯）※1		利用者負担段階第1・2段階	ショートステイで利用したユニット型個室の1日の居住費（840円）のうち、165円を助成（日割計算）									
◇資産基準350万円以下（単身世帯）												
<p>（利用者負担段階の対象者については3ページ「高額介護予防サービス費」の表をご覧ください。）</p> <p>※1 施設居住費助成については、収入基準が（単身世帯で50万円以下）になります。</p> <p>※2 平成24年10月からは、グループホームの家賃等の自己負担の一部についても、新たに助成を開始する予定です。</p>												
社会福祉法人による利用者負担軽減	<p>介護サービス自己負担助成のうち「在宅助成」の対象要件に該当する方※に対し、市に軽減することを届け出た社会福祉法人が行う介護予防訪問介護、介護予防通所介護、介護予防短期入所生活介護等の利用者負担額（1割負担・食費・部屋代）が25%等軽減されます。また、生活保護を受給されている方を対象に、特別養護老人ホーム短期入所等の個室利用の利用者負担額（部屋代）が100%軽減されます。</p> <p>※一部対象要件が異なる場合があります。</p>	<p>健康福祉局高齢施設課 施設運営係 TEL 045-671-3923</p>										

●税・公共料金の軽減等（詳しくは「お問合せ先」に確認してください）

事業名	事業概要	お問合せ先		
粗大ごみ処理手数料の減免	生活保護を受けている世帯や、重度の身体障害のある方、重度の知的障害のある方が属する世帯、自己搬入の困難なひとり暮らしの高齢者（70歳以上）等には、手数料を減免する制度があります。	粗大ごみ受付センター TEL 0570-045-00		
ふれあい収集・粗大ごみの持ち出し収集	ごみ出しが困難なひとり暮らしの高齢者や障害のある方への支援を行っています。			
	収集の種類	<table border="1"> <tr> <td>ふれあい収集 （家庭ごみの持ち出し収集）</td> <td>粗大ごみの持ち出し収集</td> </tr> </table>	ふれあい収集 （家庭ごみの持ち出し収集）	粗大ごみの持ち出し収集
	ふれあい収集 （家庭ごみの持ち出し収集）	粗大ごみの持ち出し収集		
内容	<p>対象者の敷地内、または屋内まで入って、粗大ごみを収集します。</p> <p>※受付から収集までの期間は、お時間を要する場合があります。また、収集日はご希望に添いかねますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>※粗大ごみを持ち出すために、次の作業が必要な場合は、持ち出し収集の対象外となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・分解が必要な粗大ごみ ・他の家具の移動が必要な粗大ごみ ・ロープ等で吊り上げ下げが必要な粗大ごみ 			
対象者	<p>次のいずれかに該当し、ご家族や身近な人の協力が困難で、自ら家庭ごみをごみ集積場所（粗大ごみは指定場所）まで持ち出すことができないひとり暮らしの方</p> <p>なお、同居者がいる場合でも、同居者が高齢者や年少者などで、家庭ごみをごみ集積場所（粗大ごみは指定場所）まで持ち出すことができない場合は、対象となります。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①身体障害者手帳の交付を受けている方 ②愛の手帳の交付を受けている方 ③精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方 ④介護保険の要介護（要支援）認定を受けている方 ⑤ごみを持ち出すことが困難な65歳以上の方 ⑥妊婦やけがをしている方などで、事務所長が認めた方（粗大ごみのみ） <p>※粗大ごみの持ち出し収集では、ご家族（配偶者、及び義理を含む親・子・兄弟姉妹）が対象者と同じ区内、又は隣接区に居住している場合は対象外となる場合があります。</p>			
		資源循環局 〇〇事務所 TEL 045- -		

事業名	事業概要	お問合せ先												
介護保険サービスの自己負担にかかる、所得税及び住民税(市民税・県民税)の医療費控除	<p>1年間で一定額以上(10万円又はその年の所得合計が200万円未満の場合はその5%)の医療費(本人と同一生計の親族全員の医療費の合計額)を支払った場合、確定申告により医療費控除として所得から差し引くことができます。介護保険で利用している介護にかかる費用についても医療費控除の対象として認められるものがあります。</p> <p>【対象となるサービス】(①・②は介護予防サービスを含みます。)</p> <p>①医療系サービス 訪問看護・訪問リハビリテーション・通所リハビリテーション・短期入所療養介護・居宅療養管理指導</p> <p>②①のサービスと併せて利用する福祉系サービス 訪問介護(生活援助中心である場合を除く)・訪問入浴介護・通所介護・短期入所生活介護・小規模多機能型居宅介護</p> <p>※医療費控除の対象となるのは上記における、「1割の自己負担」、短期入所療養介護利用時の「滞在費・食費」、通所リハビリテーション利用時の「食費」です。</p> <p>③施設サービスで医療費控除の対象となるのは次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別養護老人ホームに入所している場合は、1割の自己負担と部屋代及び食費を合計した金額の1/2 ・介護老人保健施設又は介護療養型医療施設に入所している場合は、1割の自己負担と部屋代及び食費を合計した金額 <p>※高額介護サービス費等による払い戻しを受けている場合は、払い戻された金額を医療費の金額から差し引いて、医療費控除の金額を計算します。</p> <p>※医療費控除の手続きの際には、税務署への確定申告時に、サービス事業者が発行する『「医療費控除の対象となる金額」が記載された「領収書」』等が必要です。</p>	お住まいの地区を担当する税務署												
おむつ代の医療費控除	<p>6か月以上寝たきりの人のおむつ代(紙おむつ購入費及び貸しおむつの賃借料)は、主治医が発行した「おむつ使用証明書」があれば医療費控除の対象となります。なお、おむつ代について医療費控除を受けることが2年目以降のときは、要介護認定を行った区役所高齢(・障害)支援課が発行する「主治医意見書記載内容確認書」を使って医療費控除の申告を行うことができます。ただし、おむつを使用している方が要介護認定を受けていて、その認定内容が一定の条件に該当する場合に限りです。</p>													
高齢者の所得税及び市民税・県民税の障害者控除	<p>所得税及び市民税・県民税の納税義務者本人又は納税義務者の控除対象配偶者、扶養親族が、65歳以上で、下の表の①～⑦に該当すると区役所福祉保健センター長の認定を受けた場合は、所得税及び市民税・県民税の障害者控除の対象となります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>障害者控除</th> <th>特別障害者控除</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象者</td> <td> ①身体障害者(3～6級)に準ずる方 ②認知症(軽度・中度)に準ずる方 ③知的障害者(軽度・中度)に準ずる方 </td> <td> ④身体障害者(1・2級)に準ずる方 ⑤認知症(重度)に準ずる方 ⑥知的障害者(重度)に準ずる方 ⑦6か月程度以上寝たきりで、食事・排泄等の日常生活に支障がある方 </td> </tr> <tr> <td>所得税の控除額</td> <td>所得金額から27万円</td> <td>所得金額から40万円</td> </tr> <tr> <td>市民税・県民税の控除額</td> <td>所得金額から26万円</td> <td>所得金額から30万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※控除対象となる配偶者又は扶養親族が同居特別障害者の場合は所得税75万円、市民税・県民税53万円が控除されます。</p>		障害者控除	特別障害者控除	対象者	①身体障害者(3～6級)に準ずる方 ②認知症(軽度・中度)に準ずる方 ③知的障害者(軽度・中度)に準ずる方	④身体障害者(1・2級)に準ずる方 ⑤認知症(重度)に準ずる方 ⑥知的障害者(重度)に準ずる方 ⑦6か月程度以上寝たきりで、食事・排泄等の日常生活に支障がある方	所得税の控除額	所得金額から27万円	所得金額から40万円	市民税・県民税の控除額	所得金額から26万円	所得金額から30万円	区役所高齢(・障害)支援課
	障害者控除	特別障害者控除												
対象者	①身体障害者(3～6級)に準ずる方 ②認知症(軽度・中度)に準ずる方 ③知的障害者(軽度・中度)に準ずる方	④身体障害者(1・2級)に準ずる方 ⑤認知症(重度)に準ずる方 ⑥知的障害者(重度)に準ずる方 ⑦6か月程度以上寝たきりで、食事・排泄等の日常生活に支障がある方												
所得税の控除額	所得金額から27万円	所得金額から40万円												
市民税・県民税の控除額	所得金額から26万円	所得金額から30万円												

●横浜市から事業のご案内

事業名	事業概要	お問合せ先
ヨコハマいきいきポイント (横浜市介護支援ボランティアポイント事業)	<p>ヨコハマいきいきポイント活動に参加しませんか？</p> <p>ヨコハマいきいきポイント活動とは、介護施設で行事のお手伝いや食事介助の補助などの活動をした場合に「ポイント」がたまり、たまったポイントに依りて、換金・寄付ができる仕組みです。</p> <p>参加できる方は、65歳以上の横浜市民(介護保険の第1号被保険者)で、まず登録研修会を受講していただき、そこでポイントカード受け取ることが必要です。</p> <p>これをきっかけに活動を始めてみませんか。</p> <p>《対象活動》特別養護老人ホーム、地域ケアプラザ、配食・会食サービスボランティア活動等での活動</p>	公益社団法人 かながわ福祉 サービス振興会 TEL 045-671-0294
		<主催> 横浜市健康福祉局 介護保険課 TEL 045-671-4252

<< ○○○○区役所連絡先 >>

- 要介護(要支援)認定、介護保険制度に関すること
 高齢・障害支援課介護保険担当 TEL 045-111-1111 FAX 045-111-1112
- 介護保険以外のサービスに関すること
 サービス課福祉保健相談係 TEL 045-111-1113 FAX 045-111-1114
- 被保険者資格、保険料、保険給付に関すること
 保険年金課保険係 TEL 045-111-1115 FAX 045-111-1116

<< ○○○○区内の地域包括支援センター連絡先 >>

- ※ 地域包括支援センターとは、地域ケアプラザ及び一部の特別養護老人ホーム内に設置されている機関です。
- ※ 非該当及び要支援1及び要支援2の結果により各種サービスを利用する際には、お住まいの地域包括支援センターでケアプランを作成する必要があります。
- ※ 利用できる地域包括支援センターはお住まいの地域(番地等)により、決定します。

お住まいの地域	施設名	所在地	電話番号

※ 居宅サービス事業者及び介護保険施設等はインターネットで検索することができます。

(かながわ福祉情報コミュニティ:神奈川県内の事業者検索可)

<http://www.rakuraku.or.jp/>

(独立行政法人 福祉医療機構(ワムネット)のホームページ:日本全国の事業者検索可)

<http://www.wam.go.jp/>

要介護認定（要介護1～5）を受けた皆様へ

あなたは、要介護認定を受けられましたので、訪問介護、通所介護（デイサービス）等の在宅サービスを利用することができます。また、在宅生活が困難な方は、介護保険施設（特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）、介護老人保健施設、介護療養型医療施設）に入所することもできます。

介護保険制度の概要とサービス利用の手続については、パンフレット等をご覧ください。パンフレットは区役所又は^(注)地域包括支援センター（地域ケアプラザ等）で配布しています。

区役所及び地域包括支援センター（地域ケアプラザ等）の連絡先は7ページを参照してください。

すでにサービスを利用している方

今回の要介護認定の結果を、ケアプランの作成を依頼している事業者又は地域包括支援センター（地域ケアプラザ等）又は、入所している介護保険施設に連絡してください。

これからサービスを利用される方

○在宅サービスの利用を希望される方

在宅サービスを利用するためには、居宅サービス計画（ケアプラン）を作成する必要があります。ケアプランは居宅介護支援事業者が、あなたやご家族の希望をうかがって、サービスの内容や利用回数・日時等を調整して、作成します。また、サービス利用の申込みや利用の調整は、基本的に居宅介護支援事業者を通じて行っていますので、居宅介護支援事業者にご相談ください。

居宅介護支援事業者の名簿は、区役所又は地域包括支援センター（地域ケアプラザ等）で配布しています。

○特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）への入所を希望される方

市内施設に入所を希望される方は、郵送（FAX不可）で「入所申込受付センター」にお申し込みください。申込書は区役所高齢（・障害）支援課、地域包括支援センター（地域ケアプラザ等）及び各施設で配布しています。

〒233-0002 港南区上大岡西1-6-1 ゆめおおおかオフィスタワー 10階

特別養護老人ホーム入所申込受付センター（TEL 840-5817）

※ お申し込みをされている方の要介護度が変更された場合は、「入所申込受付センター」に必ず申込書A Bと介護保険証の写しを郵送してください。

○介護老人保健施設及び介護療養型医療施設への入所を希望される方

直接施設にお申し込みください。また、居宅介護支援事業者にご相談いただくこともできます。

(注)地域包括支援センターとは、高齢者が住み慣れた地域で生活が続けられるよう、社会福祉士・主任ケアマネジャー・保健師等の専門スタッフが介護保険やその他のサービス利用等の、総合的な相談や権利擁護、介護予防のためのケアプランの作成等さまざまな支援を行う機関です。地域ケアプラザと一部の特別養護老人ホームに設置されています。

● 更新申請はお早めに（有効期間満了日の60日前から受付）

引き続き介護保険のサービスの利用を希望される方は、認定通知書等に記載されている認定有効期間の満了日までに区役所又は地域包括支援センター（地域ケアプラザ等）で更新申請をする必要があります。サービスを利用されている方は、居宅介護支援事業者又は入所施設にご相談ください。

<満了日のおよそ1か月半前に、更新申請のご案内を送付させていただきます。>

なお、心身の状態に変化が生じ、介護の必要度が変わった場合には、要介護認定の有効期間内であっても、認定の変更申請をすることができます。

介護保険のサービス

サービス利用の際の本人負担は、原則として利用料の1割です（ただし、別途費用がかかるサービスもあります）。在宅サービスは要介護度別に利用限度額が設定されています。

また、負担が高額になる場合や低所得者を対象とした利用料の負担軽減制度もあります（3～5ページ参照）。

詳しくは、区役所や居宅介護支援事業者にお問い合わせいただくか、パンフレットを参照してください。

<在宅サービス>

種類	内容	
① 訪問介護 (ホームヘルプサービス)	ホームヘルパーが家庭を訪問し、入浴・排せつ・食事等の身体介護、調理・洗濯等の生活援助を行います。また、通院等乗降介助を行います。	
② 訪問入浴介護	介護職員・看護職員が家庭を訪問し、浴槽を提供して入浴の介護を行います。	
③ 訪問看護	主治医の指示に基づき看護師等が家庭を訪問し、療養上の世話や必要な診療の補助を行います。	
④ 訪問リハビリテーション	主治医の指示に基づき理学療法士・作業療法士等が家庭を訪問し、必要なリハビリテーションを行います。	
⑤ 通所介護(デイサービス)	デイサービス施設へ通い、入浴・食事等の介護や機能訓練等のサービスを受けます。	
⑥ 通所リハビリテーション (デイケア)	介護老人保健施設や病院等へ通い、リハビリテーションを受けます。	
⑦ 福祉用具貸与(レンタル)	車いす、電動ベッド、手すり、歩行器等の、日常生活の自立を助けるための福祉用具を貸与します。 ※要介護1の方は、一定の例外になる場合を除き、車いす、電動ベッド等のレンタルは原則利用できません。	
⑧ 短期入所生活介護 (福祉施設のショートステイ)	福祉施設に短期間入所し、日常生活上の介護や機能訓練等のサービスを受けます。	※介護者の急病等により緊急にショートステイの利用が必要となった場合は、ケアマネジャーにご相談ください。ケアマネジャーがいない場合は、区役所高齢(・障害)支援課にご相談ください。
⑨ 短期入所療養介護 (医療施設等のショートステイ)	介護老人保健施設や病院等に短期間滞在し、医学的管理のもと、介護や機能訓練等のサービスを受けます。	
⑩ 居宅療養管理指導	医師、歯科医師、薬剤師等が訪問し、療養上の管理や指導を行います。	
⑪ 特定施設入居者生活介護	有料老人ホーム等に入所している方に、日常生活の介護や機能訓練を行います。	
⑫ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	介護職員と看護職員が一体または密接に連携し、1日複数回の定期訪問、訪問看護サービスを提供するほか、オペレーターが利用者からの通報に随時対応し、必要に応じて随時訪問するサービスです。	
⑬ 夜間対応型訪問介護	夜間の定期的な巡回による訪問介護サービスに加え、随時、利用者の求めに応じて、訪問介護サービスを行います。	
⑭ 認知症対応型通所介護	認知症の方が事業所へ通い、入浴・食事等の介護や機能訓練等のサービスを受けます。	
⑮ 小規模多機能型居宅介護	事業所への通いを中心に、随時、訪問や泊まりを組み合わせ、入浴・食事等の介護や機能訓練等のサービスを受けます。	
⑯ 複合型サービス	小規模多機能型居宅介護事業所に常勤の看護職員を配置し、医療ニーズの高い利用者に対し、介護・看護サービスを柔軟に提供します。	
⑰ 認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	認知症の方が、家庭的な雰囲気の中で、5～9人で共同生活を送りながら、日常生活の介護や機能訓練等のサービスを受けます。	
⑱ 地域密着型特定施設入居者生活介護	定員29人以下の有料老人ホーム等に入居している方に、日常生活の介護や機能訓練を行います。	
⑲ 特定福祉用具購入	貸与になじまない排せつや入浴のための福祉用具を指定事業者から購入した場合に購入費を払い戻します。 (購入費限度額:年間10万円(消費税込)ですので、払い戻しの限度額は9万円となります。また、同一年度に同種類の用具を購入した場合は原則対象外となります。)	
⑳ 住宅改修	手すりの取付け、段差解消等の小規模な住宅改修をした場合に改修費を払い戻します。 (支給限度額:原則として、1人 現住居につき 20万円(消費税込)ですので、払い戻しの限度額は18万円となります。) ※住宅改修を行う場合は、事前に改修内容の届出が必要です。(届出先は、〇〇〇〇区役所保険年金課保険係)	

○要介護度ごとの利用できる単位数(上記①～⑨、⑫～⑯、⑰・⑱の短期利用のサービス利用の上限)

1 単位あたりの単価は、①、②、③、⑫、⑬は 10.84 円、④、⑥、⑭、⑮、⑯は 10.66 円、⑤、⑧、⑨、⑪、⑰、⑱は 10.54 円、⑦、⑩は 10 円となります。(H24.4 月から単価が変わります。)

要介護度	在宅サービスで利用できる単位数
要介護1	16,580 単位
要介護2	19,480 単位
要介護3	26,750 単位
要介護4	30,600 単位
要介護5	35,830 単位

※ 介護保険のサービスを利用した場合は、原則として1割負担ですが、その他に日常生活費の実費や特別なサービスを受ける場合等、1割負担の他に自己負担が必要な場合もあります。

○地域密着型サービス

⑫～⑱は、横浜市被保険者のみ利用することができます。(他都市に住所がある方は原則として利用できません。)

<施設サービス>

種 類	内 容
① 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	常時介護が必要で家庭での生活が困難な方に、日常生活の介護や機能訓練、療養上の世話をを行う施設です。
② 介護老人保健施設	病状が安定した方にリハビリテーションや看護、介護を行う施設です。
③ 介護療養型医療施設	急性期の治療を終え、長期にわたる療養と介護が必要な方に、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護その他の世話及び機能訓練その他の必要な医療を行う施設です。(平成30年3月末に廃止される予定です。)
④ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	常時介護が必要で家庭での生活が困難な方に、日常生活の介護や機能訓練、療養上の世話をを行う定員29人以下の施設です。

○地域密着型サービス

④は、横浜市の指定を受けた事業所からのサービスのみ利用することができます。

※居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者及び介護保険施設等はインターネットで検索することができます。

<http://www.rakuraku.or.jp/>(かながわ福祉情報コミュニティ:神奈川県内の事業者検索可)

<http://www.wam.go.jp/>(独立行政法人 福祉医療機構(ワムネット)のホームページ:日本全国の事業者検索可)

●介護保険サービス利用者負担額の軽減 (詳しくは「お問合せ先」に確認してください)

事業名	内容	お問合せ先		
高額介護サービス費	1か月の利用料(かかった費用の1割の自己負担額)の合計(世帯合算)が一定額以上になる方に対し、在宅サービス(福祉用具購入費、住宅改修を除く)及び施設サービス(居住費等・食費を除く)、地域密着型サービスの利用料のうち、利用者負担段階別の上限額を超えた額を払い戻します。 払い戻しを受けるためには、区役所に申請する必要があります。 また、一度申請をすると、それ以降に払い戻しに該当する場合には、自動的に申請した金融機関の口座に振込まれる制度があります。 【自己負担の上限額(月額)】	〇〇〇〇区役所 保険年金課 保険係 (7ページ参照)		
	利用者負担段階		対象者	上限額
	第1段階		・ 市民税非課税世帯で老齢福祉年金を受給されている方 ・ 生活保護等を受給されている方	15,000 円
	第2段階		・ 市民税非課税世帯の方で合計所得金額※1と課税年金収入額※2の合計が年間80万円以下の方	15,000 円
	第3段階		・ 市民税非課税世帯の方で上記第2段階以外の方 ・ 市民税課税層における特例減額措置が適用となる方	24,600 円
第4段階	・ 市民税課税世帯の方	37,200 円		
	※1 合計所得金額とは、前年度収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額です。 ※2 課税年金収入額とは、老齢基礎年金や老齢基礎年金ができる前の老齢基礎年金相当を含む旧法の老齢年金・退職年金です。遺族年金や障害年金等は課税年金の対象になりません。 なお、自己負担額の上限額は、世帯ごとに合算する形式になります。ご夫婦等で介護保険サービスを利用されている方が2人以上の世帯の場合での計算方法等については、区役所保険年金課にお問い合わせください。			

事業名	内容	お問合せ先																																																								
高額医療・高額介護合算制度	<p>各医療保険（国民健康保険、健康保険組合等の社会保険（以下「被用者保険」といいます。）、後期高齢者医療制度）と介護保険の自己負担の1年間（8月1日～翌年7月31日）の合計額が次の負担限度額を超えた場合に、申請により超えた額が支給されます。</p> <p>【高額医療・高額介護合算制度での世帯の負担限度額】</p> <table border="1" data-bbox="300 271 1305 611"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>後期高齢者医療制度 ＋介護保険</th> <th>被用者保険又は国民保険 ＋介護保険 (70～74歳の方がいる世帯)</th> <th>被用者保険又は国民保険 ＋介護保険 (70歳未満の方がいる世帯)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">限度額区分</td> <td>現役並み所得者 (上位所得者)</td> <td>67万円</td> <td>67万円</td> <td>126万円</td> </tr> <tr> <td>一般</td> <td>56万円</td> <td>56万円※1 (62万円)</td> <td>67万円</td> </tr> <tr> <td>※2 低所得者</td> <td></td> <td></td> <td>34万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>II</td> <td>31万円</td> <td>31万円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>I</td> <td>19万円</td> <td>19万円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 70歳～74歳の被用者保険又は国民健康保険での一部負担割合の見直し（1割→2割）の凍結を踏まえ、自己負担限度額についても軽減されています。これに伴い、凍結期間中の限度額は※1の金額が適用されます。</p> <p>※2 対象年度の末日（7月31日）における加入医療保険での高額療養費の限度額区分を適用します。</p>			後期高齢者医療制度 ＋介護保険	被用者保険又は国民保険 ＋介護保険 (70～74歳の方がいる世帯)	被用者保険又は国民保険 ＋介護保険 (70歳未満の方がいる世帯)	限度額区分	現役並み所得者 (上位所得者)	67万円	67万円	126万円	一般	56万円	56万円※1 (62万円)	67万円	※2 低所得者			34万円		II	31万円	31万円			I	19万円	19万円																														
			後期高齢者医療制度 ＋介護保険	被用者保険又は国民保険 ＋介護保険 (70～74歳の方がいる世帯)	被用者保険又は国民保険 ＋介護保険 (70歳未満の方がいる世帯)																																																					
限度額区分	現役並み所得者 (上位所得者)	67万円	67万円	126万円																																																						
	一般	56万円	56万円※1 (62万円)	67万円																																																						
	※2 低所得者			34万円																																																						
	II	31万円	31万円																																																							
	I	19万円	19万円																																																							
部屋代・食費の負担軽減（負担限度額認定）	<p>利用者負担段階第1段階から第3段階までに該当する方は、負担限度額認定証を施設に提示することにより、施設サービスやショートステイを利用した時の、部屋代(居住費・滞在費)や食費が、下表に定める利用者負担段階ごとの負担限度額に軽減されます。</p> <p>負担限度額認定証は、利用者負担段階第1段階から第3段階までに該当する方が、お住まいの区保険年金課で申請することにより交付されます。</p> <p>(※負担限度額認定証は毎年6月30日を有効期限として交付しますので、毎年申請を行う必要があります。)</p> <p>【対象となるサービス】</p> <p>◆特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)への入所◆介護老人保健施設への入所◆介護療養型医療施設(介護療養病床等)への入院◆ショートステイ</p> <p>(※有料老人ホーム(特定施設入居者生活介護)及びグループホーム(認知症対応型共同生活介護)は対象にはなりません。)</p> <table border="1" data-bbox="360 1196 1235 2114"> <thead> <tr> <th rowspan="2">利用者負担段階</th> <th colspan="3">負担限度額（日額）</th> </tr> <tr> <th colspan="2">部屋代</th> <th>食費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">第1段階</td> <td colspan="2">多床室</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">従来型 個室</td> <td>(特養等)</td> <td>320円</td> </tr> <tr> <td>(老健・療養等)</td> <td>490円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">ユニット型準個室</td> <td>490円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">ユニット型個室</td> <td>820円</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">第2段階</td> <td colspan="2">多床室</td> <td>320円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">従来型 個室</td> <td>(特養等)</td> <td>420円</td> </tr> <tr> <td>(老健・療養等)</td> <td>490円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">ユニット型準個室</td> <td>490円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">ユニット型個室</td> <td>820円</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">第3段階</td> <td colspan="2">多床室</td> <td>320円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">従来型 個室</td> <td>(特養等)</td> <td>820円</td> </tr> <tr> <td>(老健・療養等)</td> <td>1,310円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">ユニット型準個室</td> <td>1,310円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">ユニット型個室</td> <td>1,310円</td> </tr> <tr> <td>第4段階</td> <td colspan="3">負担限度額が設けられておらず、食費や部屋代の軽減はされません。 高齢夫婦世帯等で、ご夫婦どちらかが介護保険施設に入所（ショートステイを除く）して食費や部屋代を負担した結果、在宅で生活している配偶者等が生計困難等にならないよう、一定の要件を満たす方には、利用者負担区分を第3段階相当にする特例措置が講じられます。詳しくはお住まいの区の保険年金課にお問い合わせください。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(利用者負担段階の対象者については3ページ「高額介護サービス費」の表をご覧ください。)</p>	利用者負担段階	負担限度額（日額）			部屋代		食費	第1段階	多床室		0円	従来型 個室	(特養等)	320円	(老健・療養等)	490円	ユニット型準個室		490円	ユニット型個室		820円	第2段階	多床室		320円	従来型 個室	(特養等)	420円	(老健・療養等)	490円	ユニット型準個室		490円	ユニット型個室		820円	第3段階	多床室		320円	従来型 個室	(特養等)	820円	(老健・療養等)	1,310円	ユニット型準個室		1,310円	ユニット型個室		1,310円	第4段階	負担限度額が設けられておらず、食費や部屋代の軽減はされません。 高齢夫婦世帯等で、ご夫婦どちらかが介護保険施設に入所（ショートステイを除く）して食費や部屋代を負担した結果、在宅で生活している配偶者等が生計困難等にならないよう、一定の要件を満たす方には、利用者負担区分を第3段階相当にする特例措置が講じられます。詳しくはお住まいの区の保険年金課にお問い合わせください。			<p>〇〇〇〇区役所 保険年金課 保険係 (7ページ参照)</p>
	利用者負担段階		負担限度額（日額）																																																							
部屋代		食費																																																								
第1段階	多床室		0円																																																							
	従来型 個室	(特養等)	320円																																																							
		(老健・療養等)	490円																																																							
	ユニット型準個室		490円																																																							
	ユニット型個室		820円																																																							
第2段階	多床室		320円																																																							
	従来型 個室	(特養等)	420円																																																							
		(老健・療養等)	490円																																																							
	ユニット型準個室		490円																																																							
	ユニット型個室		820円																																																							
第3段階	多床室		320円																																																							
	従来型 個室	(特養等)	820円																																																							
		(老健・療養等)	1,310円																																																							
	ユニット型準個室		1,310円																																																							
	ユニット型個室		1,310円																																																							
第4段階	負担限度額が設けられておらず、食費や部屋代の軽減はされません。 高齢夫婦世帯等で、ご夫婦どちらかが介護保険施設に入所（ショートステイを除く）して食費や部屋代を負担した結果、在宅で生活している配偶者等が生計困難等にならないよう、一定の要件を満たす方には、利用者負担区分を第3段階相当にする特例措置が講じられます。詳しくはお住まいの区の保険年金課にお問い合わせください。																																																									

事業名	内容	お問合せ先														
介護サービス自己負担助成	以下の対象要件に該当する方に対し、介護サービスの自己負担分の一部を助成します。	〇〇〇〇区役所 保険年金課 保険係 (7ページ参照)														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>助成項目</th> <th colspan="2">対象要件</th> <th>助成内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>在宅助成</td> <td>◇市民税非課税世帯</td> <td rowspan="3">税法上の被扶養者でない</td> <td>自己負担(通常10%)を3%又は5%に軽減</td> </tr> <tr> <td>グループホーム助成</td> <td>◇収入基準 150万円以下 (単身世帯)※1</td> <td>3か月以上市内に居住</td> <td>自己負担(通常10%)を5%に軽減※2</td> </tr> <tr> <td>施設居住費助成</td> <td>◇資産基準 350万円以下 (単身世帯)</td> <td>利用者負担段階第1・2段階</td> <td>ユニット型個室の1日の居住費(840円)のうち、165円を助成(日割計算) (ショートステイを含む)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(利用者負担段階の対象者については3ページ「高額介護サービス費」の表をご覧ください。) ※1 施設居住費助成については、収入基準が(単身世帯で50万円以下)になります。 ※2 平成24年10月からは、グループホームの家賃等の自己負担の一部についても、新たに助成を開始する予定です。</p>		助成項目	対象要件		助成内容	在宅助成	◇市民税非課税世帯	税法上の被扶養者でない	自己負担(通常10%)を3%又は5%に軽減	グループホーム助成	◇収入基準 150万円以下 (単身世帯)※1	3か月以上市内に居住	自己負担(通常10%)を5%に軽減※2	施設居住費助成	◇資産基準 350万円以下 (単身世帯)
助成項目	対象要件		助成内容													
在宅助成	◇市民税非課税世帯	税法上の被扶養者でない	自己負担(通常10%)を3%又は5%に軽減													
グループホーム助成	◇収入基準 150万円以下 (単身世帯)※1		3か月以上市内に居住	自己負担(通常10%)を5%に軽減※2												
施設居住費助成	◇資産基準 350万円以下 (単身世帯)		利用者負担段階第1・2段階	ユニット型個室の1日の居住費(840円)のうち、165円を助成(日割計算) (ショートステイを含む)												
社会福祉法人による利用者負担軽減	介護サービス自己負担助成のうち「在宅助成」の対象要件に該当する方※に対し、市に軽減することを届け出た社会福祉法人が行う訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、特別養護老人ホーム入所等の利用者負担額(1割負担・食費・部屋代)が25%等軽減されます。また、生活保護を受給されている方を対象に、特別養護老人ホーム入所等の個室利用の利用者負担額(部屋代)が100%軽減されます。 ※一部対象要件が異なる場合があります。	健康福祉局 高齢施設課 施設運営係 TEL 045-671-3923														

●税・公共料金の軽減等(詳しくは「お問合せ先」に確認してください)

事業名	事業概要	お問合せ先							
粗大ごみ処理手数料の減免	生活保護を受けている世帯や、重度の身体障害のある方、重度の知的障害のある方、重度要介護高齢者(要介護4又は5で65歳以上)が属する世帯、自己搬入の困難なひとり暮らしの高齢者(70歳以上)等には、手数料を減免する制度があります。	粗大ごみ受付センター TEL 0570-045-〇〇〇〇							
ふれあい収集・粗大ごみの持ち出し収集	ごみ出しが困難なひとり暮らしの高齢者や障害のある方への支援を行っています。	資源循環局 〇〇〇〇事務所 TEL 045- -							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>収集の種類</th> <th>ふれあい収集 (家庭ごみの持ち出し収集)</th> <th>粗大ごみの持ち出し収集</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>内容</td> <td>対象者の敷地内や玄関先から、直接ごみを収集します。 ※ふれあい収集に必要な情報を確認するため、事前に対象者宅へお伺いします。 ※一定期間ごみが排出されていない場合等に、安否確認のため、インターホン等で声を掛けさせていただくことがあります。</td> <td>対象者の敷地内、または屋内まで入って、粗大ごみを収集します。 ※受付から収集までの期間は、お時間を要する場合があります。また、収集日はご希望に添いかねますので、あらかじめご了承ください。 ※粗大ごみを持ち出すために、次の作業が必要な場合は、持ち出し収集の対象外となります。 ・分解が必要な粗大ごみ ・他の家具の移動が必要な粗大ごみ ・ロープ等で吊り上げ下げが必要な粗大ごみ</td> </tr> <tr> <td>対象者</td> <td colspan="2">次のいずれかに該当し、ご家族や身近な人の協力が困難で、自ら家庭ごみをごみ集積場所(粗大ごみは指定場所)まで持ち出すことができないひとり暮らしの方 なお、同居者がいる場合でも、同居者が高齢者や年少者などで、家庭ごみをごみ集積場所(粗大ごみは指定場所)まで持ち出すことができない場合は、対象となります。 ①身体障害者手帳の交付を受けている方 ②愛の手帳の交付を受けている方 ③精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方 ④介護保険の要介護(要支援)認定を受けている方 ⑤ごみを持ち出すことが困難な65歳以上の方 ⑥妊婦やけがをしている方などで、事務所長が認めた方(粗大ごみのみ) ※粗大ごみの持ち出し収集では、ご家族(配偶者、及び義理を含む親・子・兄弟姉妹)が対象者と同じ区内、又は隣接区に居住している場合は対象外となる場合があります。</td> </tr> </tbody> </table>		収集の種類	ふれあい収集 (家庭ごみの持ち出し収集)	粗大ごみの持ち出し収集	内容	対象者の敷地内や玄関先から、直接ごみを収集します。 ※ふれあい収集に必要な情報を確認するため、事前に対象者宅へお伺いします。 ※一定期間ごみが排出されていない場合等に、安否確認のため、インターホン等で声を掛けさせていただくことがあります。	対象者の敷地内、または屋内まで入って、粗大ごみを収集します。 ※受付から収集までの期間は、お時間を要する場合があります。また、収集日はご希望に添いかねますので、あらかじめご了承ください。 ※粗大ごみを持ち出すために、次の作業が必要な場合は、持ち出し収集の対象外となります。 ・分解が必要な粗大ごみ ・他の家具の移動が必要な粗大ごみ ・ロープ等で吊り上げ下げが必要な粗大ごみ	対象者
収集の種類	ふれあい収集 (家庭ごみの持ち出し収集)	粗大ごみの持ち出し収集							
内容	対象者の敷地内や玄関先から、直接ごみを収集します。 ※ふれあい収集に必要な情報を確認するため、事前に対象者宅へお伺いします。 ※一定期間ごみが排出されていない場合等に、安否確認のため、インターホン等で声を掛けさせていただくことがあります。	対象者の敷地内、または屋内まで入って、粗大ごみを収集します。 ※受付から収集までの期間は、お時間を要する場合があります。また、収集日はご希望に添いかねますので、あらかじめご了承ください。 ※粗大ごみを持ち出すために、次の作業が必要な場合は、持ち出し収集の対象外となります。 ・分解が必要な粗大ごみ ・他の家具の移動が必要な粗大ごみ ・ロープ等で吊り上げ下げが必要な粗大ごみ							
対象者	次のいずれかに該当し、ご家族や身近な人の協力が困難で、自ら家庭ごみをごみ集積場所(粗大ごみは指定場所)まで持ち出すことができないひとり暮らしの方 なお、同居者がいる場合でも、同居者が高齢者や年少者などで、家庭ごみをごみ集積場所(粗大ごみは指定場所)まで持ち出すことができない場合は、対象となります。 ①身体障害者手帳の交付を受けている方 ②愛の手帳の交付を受けている方 ③精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方 ④介護保険の要介護(要支援)認定を受けている方 ⑤ごみを持ち出すことが困難な65歳以上の方 ⑥妊婦やけがをしている方などで、事務所長が認めた方(粗大ごみのみ) ※粗大ごみの持ち出し収集では、ご家族(配偶者、及び義理を含む親・子・兄弟姉妹)が対象者と同じ区内、又は隣接区に居住している場合は対象外となる場合があります。								

事業名	事業概要	お問合せ先												
水道料金、下水道使用料の減免	在宅で要介護4又は5に認定された方を介護している世帯等を対象に、水道料金及び下水道使用料の基本料金相当額を減免する制度があります。	水道局お客さまサービスセンター TEL 045-847-6262												
介護保険サービスの自己負担にかかる、所得税及び住民税(市民税・県民税)の医療費控除	<p>1年間で一定額以上(10万円又はその年の所得合計が200万円未満の場合はその5%)の医療費(本人と同一生計の親族全員の医療費の合計額)を支払った場合、確定申告により医療費控除として所得から差し引くことができます。介護保険で利用している介護にかかる費用についても医療費控除の対象として認められるものがあります。</p> <p>【対象となるサービス】</p> <p>①医療系サービス 訪問看護・訪問リハビリテーション・通所リハビリテーション・短期入所療養介護・居宅療養管理指導</p> <p>②①のサービスと併せて利用する福祉系サービス 訪問介護(生活援助中心である場合を除く)・訪問入浴介護・通所介護・短期入所生活介護・小規模多機能型居宅介護</p> <p>※医療費控除の対象となるのは上記における、「1割の自己負担」、短期入所療養介護利用時の「滞在費・食費」、通所リハビリテーション利用時の「食費」です。</p> <p>③施設サービスで医療費控除の対象となるのは次のとおりです。 ・特別養護老人ホームに入所している場合は、1割の自己負担と部屋代及び食費を合計した金額の1/2 ・介護老人保健施設又は介護療養型医療施設に入所している場合は、1割の自己負担と部屋代及び食費を合計した金額</p> <p>※高額介護サービス費等による払い戻しを受けている場合は、払い戻された金額を医療費の金額から差し引いて、医療費控除の金額を計算します。</p> <p>※医療費控除の手続きの際には、税務署への確定申告時に、サービス事業者が発行する『「医療費控除の対象となる金額」が記載された「領収書」』等が必要です。</p>	お住まいの地区を担当する税務署												
おむつ代の医療費控除	6か月以上寝たきりの人のおむつ代(紙おむつ購入費及び貸しおむつの賃借料)は、主治医が発行した「おむつ使用証明書」があれば医療費控除の対象となります。なお、おむつ代について医療費控除を受けることが2年目以降のときは、要介護認定を行った区役所高齢(・障害)支援課が発行する「主治医意見書記載内容確認書」を使って医療費控除の申告を行うことができます。ただし、おむつを使用している方が要介護認定を受けていて、その認定内容が一定の条件に該当する場合に限りです。													
高齢者の所得税及び市民税・県民税の障害者控除	<p>所得税及び市民税・県民税の納税義務者本人又は納税義務者の控除対象配偶者、扶養親族が、65歳以上で、下の表の①～⑦に該当すると区役所福祉保健センター長の認定を受けた場合は、所得税及び市民税・県民税の障害者控除の対象となります。</p> <table border="1" data-bbox="336 1379 1193 1850"> <thead> <tr> <th></th> <th>障害者控除</th> <th>特別障害者控除</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象者</td> <td>①身体障害者(3～6級)に準ずる方 ②認知症(軽度・中度)に準ずる方 ③知的障害者(軽度・中度)に準ずる方</td> <td>④身体障害者(1・2級)に準ずる方 ⑤認知症(重度)に準ずる方 ⑥知的障害者(重度)に準ずる方 ⑦6か月程度以上寝たきりで、食事・排泄等の日常生活に支障がある方</td> </tr> <tr> <td>所得税の控除額</td> <td>所得金額から27万円</td> <td>所得金額から40万円</td> </tr> <tr> <td>市民税・県民税の控除額</td> <td>所得金額から26万円</td> <td>所得金額から30万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※控除対象となる配偶者又は扶養親族が同居特別障害者の場合は所得税75万円、市民税・県民税53万円が控除されます。</p>		障害者控除	特別障害者控除	対象者	①身体障害者(3～6級)に準ずる方 ②認知症(軽度・中度)に準ずる方 ③知的障害者(軽度・中度)に準ずる方	④身体障害者(1・2級)に準ずる方 ⑤認知症(重度)に準ずる方 ⑥知的障害者(重度)に準ずる方 ⑦6か月程度以上寝たきりで、食事・排泄等の日常生活に支障がある方	所得税の控除額	所得金額から27万円	所得金額から40万円	市民税・県民税の控除額	所得金額から26万円	所得金額から30万円	区役所高齢(・障害)支援課
	障害者控除	特別障害者控除												
対象者	①身体障害者(3～6級)に準ずる方 ②認知症(軽度・中度)に準ずる方 ③知的障害者(軽度・中度)に準ずる方	④身体障害者(1・2級)に準ずる方 ⑤認知症(重度)に準ずる方 ⑥知的障害者(重度)に準ずる方 ⑦6か月程度以上寝たきりで、食事・排泄等の日常生活に支障がある方												
所得税の控除額	所得金額から27万円	所得金額から40万円												
市民税・県民税の控除額	所得金額から26万円	所得金額から30万円												
郵便等による不在者投票	要介護5に認定された方には、身体に一定の重度の障害のある方と同様、郵便等により自宅などで投票する制度があります。対象者のうち、さらに①身体障害者手帳で上肢または視覚の障害の程度が1級、②戦傷病者手帳で上肢または視覚の障害の程度が特別項症から第2項症までのいずれかに該当する方には、区選挙管理委員会に届出をした代理記載人に投票を記載してもらう制度もあります。いずれも、あらかじめ申請が必要です。	〇〇区選挙管理委員会(〇〇区役所内) TEL 045- -												

●横浜市の介護保険外サービス

横浜市では、援護が必要な高齢者の方の在宅生活を支援するため、身体状況や介護者の状況等を考慮して、介護保険対象サービスとは別に必要なサービスを提供しています。

利用者負担額等制度の詳細はパンフレット等をご覧ください。お問い合わせ先にご確認ください。

事業名	事業概要	お問合せ先
在宅生活支援 ホームヘルプ	重度の要介護者(要介護4、5及び3の一部)で、ひとり暮らし等のため、介護保険の訪問介護のみでは在宅生活の継続が困難な方に、1割の自己負担で介護保険の訪問介護に加えてホームヘルプサービスを提供します。	区役所高齢(・障害)支援課 又は 地域包括支援センター (下記参照)
紙おむつの給付	要介護1～5に認定された方で、寝たきり又は認知症の状態にあり、かつ在宅で介護を受けている方に紙おむつを給付します。(生活保護世帯又は市民税非課税世帯の方が対象) ※施設入所等の方はご相談ください。	
あんしん電話	おおむね65歳以上のひとり暮らしの方等に、あんしん電話(緊急通報装置)を貸与し、近隣の方等に連絡がとれるような連絡網を整備します。	
住環境整備	身体状況に合わせた住宅改造の相談・助言や、所得状況に応じた改造費の助成(助成限度基準額100万円)を行います。	
食事サービス	要介護認定を受けた方(要介護2以上及び要介護1の一部)で、ひとり暮らし等で食事の用意が困難な方のうち、食事に関連するサービスの利用調整の結果、必要と認められた方を対象に、栄養バランスのとれた食事を提供し、あわせて安否確認を行います。	
訪問理美容 サービス	おおむね65歳以上の要介護4又は5の認定を受けた方等で、理容所・美容所に出かけることが困難な方を対象に、理容師・美容師による訪問理美容サービス(カットのみ)を行います。	〇〇〇〇区社会福祉協議会 TEL 045- FAX 045-
外出支援 サービス	おおむね65歳以上の方で、一般の交通機関を利用して外出することが困難な方を対象に、自宅と医療機関等の間を送迎します。	
寝具丸洗い・乾燥	おおむね65歳以上の寝たきり又はひとり暮らしの方で、寝具類の衛生管理が困難な方を対象に、寝具(掛け布団、敷き布団、毛布)を丸洗い乾燥します。	区役所高齢(・障害)支援課 又は 地域包括支援センター (下記参照)
認知症高齢者 保健福祉相談	区福祉保健センターにおいて、専門医、ソーシャルワーカー、保健師等が認知症に関する相談に応じながら、医療・保健・福祉についてのアドバイスを行います。	健康福祉局 高齢在宅支援課 介護予防担当 TEL 045-671-3463
よこはま認知症 コールセンター	認知症の方やその家族からの各種相談に対し、認知症介護の経験者や専門家等が精神面を含めた支援を電話相談により行います。 TEL 045-662-7833 <small>なやみさよなら</small> 実施日 火・木・金曜日(午前10時～午後4時)(祝日を含む。年末年始を除く。)	
認知症高齢者 緊急対応	在宅の認知症高齢者等が急激な症状の悪化等で在宅生活が困難になった場合、緊急相談及び専門医療機関での緊急一時入院を行います。	区役所高齢(・障害)支援課 又は 地域包括支援センター (下記参照)
在宅重度要介護者 家庭援護金	同居の要介護4又は5の方(原則、過去1年間介護保険サービスを利用していない方)を介護している方に年額10万円の援護金を給付します。 ただし、要介護者及び介護者とも市民税非課税世帯の方に限ります。	
家庭訪問	生活習慣病や認知症等で療養中の方、ひとり暮らしや閉じこもりがちの方、寝たきりの方等の介護をしている家族等を対象に、区役所の保健師等が家庭を訪問して心身の健康に関する相談に応じます。	
訪問歯科診療	歯科診療所への通院が困難な在宅療養者等の方を対象に、家庭訪問による歯科診療(保険診療)を行います。	区役所高齢(・障害)支援課
中途障害者地域 活動センター	おおむね40歳～65歳で、脳血管疾患の後遺症等で心身の機能が低下している方を対象としています。 活動内容はリハビリ教室及びスポーツ、創作活動、地域交流等です。	

<〇〇〇〇区役所及び〇〇〇〇区内地域包括支援センター連絡先>

市外局番は「045」

区役所	地域包括支援センター名称	TEL	FAX
○要介護認定、介護保険制度に関すること 〇〇〇課介護保険担当 TEL 111-1111、FAX 111-1112	横浜市〇〇〇地域ケアプラザ	123-4678	123-4567
	横浜市〇〇〇地域ケアプラザ		
	横浜市〇〇〇地域ケアプラザ		
○介護保険以外のサービスに関すること 〇〇〇課〇〇〇係 TEL 111-1113、FAX 111-1114	横浜市〇〇〇地域ケアプラザ		
	横浜市〇〇〇地域ケアプラザ		
○被保険者資格、保険料、保険給付に関すること 保険年金課保険係 TEL 111-1113、FAX 111-1114	横浜市〇〇〇地域ケアプラザ		
	横浜市〇〇〇地域ケアプラザ		
	特別養護老人ホーム〇〇〇園		